

11-26 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協력에要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

(防災訓練等への相互参加)

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月31日

愛媛県知事

中村 時広

西日本高速道路株式会社
四国支社長

畑村 雄二

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、平成24年5月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（大規模災害の定義）

第1条 「大規模災害」とは、甲において災害対策本部が設置された災害及び乙において非常体制を構築した災害をいう。

（高速道路施設）

第2条 協定書第2条第1号に定める高速道路施設は、乙が管理する別紙1の施設とする。

（緊急開口部）

第3条 協定書第2条第2号に定める緊急開口部は、乙が管理する別紙2の箇所とする。なお、ここでいう緊急車両とは法律、その他政令、又は県知事により定められた車両をいう。

（資機材、物資）

第4条 協定書第2条第3号に定める資機材、物資は、甲と乙の間で提供可能な資機材、物資について、情報交換するものとする。

（災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供）

第5条 協定書第2条第4号に定める災害情報及び道路情報は、次の項目とする。

- (1) 施設被災の情報
 - (2) 道路交通規制の状況
 - (3) ヘリコプター等により確認した被災状況
 - (4) 避難勧告、避難指示情報
 - (5) その他災害対策に必要な情報
- 2 災害情報及び道路情報の共有のため、甲又は乙が相手方の災害対策本部等に人員派遣が必要と判断した場合は、事前に了承を得て派遣することができるものとする。
- 3 共有した災害情報及び道路情報の道路利用者への提供については、甲及び乙が各々で実施の判断、提供方法の検討を行うものとする。

(調査・復旧に関する技術的支援)

第6条 協定書第2条第5号に定める調査・復旧については、甲が管理する公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物並びに公共建築施設の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対し、乙が技術的に支援するものとする。

(相互の道路機能の活用)

第7条 協定書第2条第6号に定める相互の道路機能の活用にあたっては、緊急車両等輸送路を早期に確保するために、甲、乙相互の管理区分に縛られることなく柔軟に対応するものとする。

(地域の安全性向上に関する取組み)

第8条 協定書第2条第7号に定める地域の安全性向上について、甲及び乙は平時から連携協力し、必要な取組みの実施に努めるものとする。また、大規模災害発災時における道路啓開等の緊急対応についても、甲及び乙は、自己の業務に支障のない可能な範囲で、支援、協力を行うものとする。

(その他必要と認められる事項)

第9条 協定書第2条第8号に定めるその他必要と認められる事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協力要請)

第10条 協定書第3条に規定する文書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 要請を受けた甲又は乙は協力要請に対する回答を口頭又は電話で行い、後日速やかに別記様式第2号の文書を送付するものとする。

3 要請に基づく措置の実施にあたっては、実施内容、実施範囲について相互に十分調整を行うものとする。

4 要請を受けた甲又は乙が、要請に基づく措置を完了した場合は、別記様式第3号により相手方に報告するものとする。

(情報連絡体制)

第11条 甲及び乙は協定書第5条に規定に基づき、担当部局の名称及び連絡先を協定書締結後速やかに別記様式第4号により報告するものとし、変更が生じた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本細目協定の有効期間は、平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

(その他)

第13条 この細目協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(施行)

第14条 この細目協定は、平成24年5月31日から施行する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙を統括する職のものが記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年5月31日

甲 愛媛県 県民環境部長

上甲 俊史

乙 西日本高速道路株式会社四国支社
保全サービス事業部長

瀬戸山 聡

別紙1

道路名	施設名	住所	備考
高知自動車道	馬立パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市新宮町馬立字辺地床向2	
松山自動車道	上分パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷866番2	
松山自動車道	上分パーキングエリア（下り）	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷乙17番68	
松山自動車道	入野パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市土居町入野301-6	
松山自動車道	入野パーキングエリア（下り）	愛媛県四国中央市土井町浦山96	
松山自動車道	石鎚山サービスエリア（上り）	愛媛県西条市小松町大字新屋敷字藍刈乙34-98	
松山自動車道	石鎚山サービスエリア（下り）	愛媛県西条市小松町大字新屋敷字藍刈乙34-4	
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（上り）	愛媛県東温市大字松瀬川字船窪乙36番16	
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（下り）	愛媛県東温市大字松瀬川字船窪甲1588番3	
松山自動車道	伊予灘サービスエリア（上り）	愛媛県伊予市宮下2804-1	
松山自動車道	伊予灘サービスエリア（下り）	愛媛県伊予市宮下2517-1	
松山自動車道	内子パーキングエリア（上り）	愛媛県喜多郡内子町字城廻2801番3	
松山自動車道	内子パーキングエリア（下り）	愛媛県喜多郡内子町字五百木20番3	

別紙2

道路名	所在地	備考
松山自動車道	本線（下り）117.3K P	幅 5m
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（上り）	幅 4m
松山自動車道	本線（下り）169.5K P	幅 4m
松山自動車道	本線（下り）171.3K P	幅 5m
松山自動車道	本線（下り）182.5K P	幅 4m
松山自動車道	本線（上り）193.1K P	幅 5m
松山自動車道	本線（下り）195.9K P	幅 5m
松山自動車道	本線（上り）199.8K P	幅 4m
高知自動車道	本線（上り）60.7K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）60.7K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）65.5K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）71.0K P	幅 4m
徳島自動車道	本線（上り）92.0K P	幅 6m
徳島自動車道	本線（上り）94.4K P	幅 6m

別記

様式第1号

協力要請書

平成 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

記

- 1 協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

- 3 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以上

別記
様式第2号

協力要請回答書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第2項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請のあった件について、下記のとおり協力します。

記

1 協力の内容

協力の内容	数量	場所	備考

2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記

様式第3号

協力要請履行報告書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第4項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

記

1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記
様式第4号

連絡体制報告書

平成 年 月 日

(被報告者)

様

(報告者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」の細目協定第11条に基づき、連絡体制について、下記のとおり報告します。

記

1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

2 時間外及び休日の連絡先（時間外 ○：○○～○：○○）

(1) 第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

(2) 第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

以 上

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件及び一般交通の用に供する道路における車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項、第2項及び第73条第1項の規定に基づき甲が実施する車両等排除業務並びに同法第76条の3第2項の規定に基づき警察官が実施する車両等排除業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、車両等排除業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により次の事項を通知して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第2項第4号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

2 乙は、車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件以外の車両その他の物件の排除業務に要した費用のうち、甲が乙に当該業務を要請した日から起算して7日を経過した日以後に行った業務に関する費用については、甲が負担することとし、その算出方法は、実費相当額を勘案して甲乙双方が協議して定めるものとする。

（補償）

第5条 第2条の規定により車両等排除業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中

「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
 - (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合
- 2 車両等排除業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は車両等排除業務実施者の資機材等に損害が生じた場合は、車両等排除業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第6条 この協定に基づく車両等排除業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれから文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県

知事 中村 時 広

愛媛県松山市森松町1075番地の2
乙 愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

11-28-1 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動業者への直接要請）

第1条 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）を移動する必要がある場合には、基本協定第2条第2項の規定にかかわらず、甲は出動業者（基本協定前文「車両等排除業務」に従事する事業者をいう。以下同じ。）に直接要請することができるものとする。

2 甲から直接要請を受けた出動業者は、要請内容、出動者の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに乙へ報告しなければならない。

（業務終了の報告）

第2条 車両等排除業務を終了した出動業者は、乙に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、口頭又はその他の方法で甲に業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

（要請された業務の優先）

第3条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第4条 基本協定第4条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、甲に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第5条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、現場指揮官の指示により妨害車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において妨害車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとする。

（組織体制等の報告）

第6条 乙は、事務局の所在地、体制、規約、役員、組合加入者及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、組合加入者ごとの出動可能人数・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

（平時の措置）

第7条 乙は、車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県

知事 中村 時 広

乙 愛媛県松山市森松町1075番地の2
愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

11-28-2 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定書

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 基本協定第2条のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項の規定に基づく警察官が実施する車両等排除業務に係る協力要請は、愛媛県に代わり甲が乙に行うものとする。

（出動業者への直接要請）

第2条 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）を移動する必要がある場合には、基本協定第2条第2項の規定にかかわらず、甲は出動業者（基本協定前文「車両等排除業務」に従事する事業者をいう。以下同じ。）に直接要請することができるものとする。

2 甲から直接要請を受けた出動業者は、要請内容、出動者の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに乙へ報告しなければならない。

（業務実施時の立会い）

第3条 出動業者が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、妨害車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

（業務終了の報告）

第4条 車両等排除業務を終了した出動業者は、乙に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、口頭又はその他の方法で甲に業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

（要請された業務の優先）

第5条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第6条 基本協定第4条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、愛媛県に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第7条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、現場警察官の指示により妨害車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において妨害車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について愛媛県に通知するものとする。

（組織体制等の報告）

第8条 乙は、事務局の所在地、体制、規約、役員、組合加入者及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、組合加入者ごとの出動可能人数・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

する。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第9条 乙は、車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 愛媛県松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部

本部長 川邊 俊一

乙 愛媛県松山市森松町1075番地の2

愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

11-29 災害時における物資の保管等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県冷凍協会（以下、「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）及び物流専門家の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資の保管等及び物流専門家の派遣に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、物資の保管等を行う施設の開設又は物流専門家の派遣の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、様式1により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

（1）災害の状況及び協力を要請する事由

（2）物資の保管等に係る保管施設を必要とする地域の名称、保管期間、主な保管品目及び数量

（3）物流専門家の派遣に係る業務内容、派遣人数、派遣期間及び派遣場所

（4）その他参考となる事項

2 市町（独自に乙と協定を締結している市町を除く。）が物資の保管等又は物流専門家の派遣を必要とするときは、市町の要請に基づき、甲は乙に対し、市町に代わって前項の規定による要請を行うことができる。

3 乙は、甲から前二項の規定に基づく要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等及び物流専門家の派遣を行うものとする。

（保管施設等の選定及び報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量

（2）物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所

（3）その他参考となる事項

（実施状況の報告）

第4条 乙は、本協定に基づく業務を完了したときは、甲に対し、様式3により実施状況を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が物資の保管等に要した費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が物流専門家の派遣に要した費用は、甲乙協議して決定し、甲又は甲に要請をした市町が負担するものとする。

3 乙は、前二項に基づく費用の決定をする前に、第3条第1号の事業者及び同条第2号の派遣する者の同意を得なければならない。

4 費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲に要請した市町から支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により第3条第1号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管継続に努めるものとする。

2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(関係市町との連絡)

第8条 本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(担当窓口の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名、連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月7日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県

知事 中村 時 広

松山市千舟町4丁目5番地4
松山千舟454ビル5階
乙 愛媛県冷凍協会

会長 神野 洋 一

(注) 同様の協定を次の団体と締結している。

団体名	協定締結年月日	協定締結者
愛媛県倉庫協会	平成26年3月18日	会長 廣江 和男

愛媛県冷凍協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資の保管等に係る協力要請について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり貴団体による協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

2 物資の保管等業務

保管施設を必要とする 地域の名称	保管期間	主な保管品目	数量

3 物流専門家の派遣業務

業務内容	派遣人数	派遣期間	派遣場所

4 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛県冷凍協会
会長

印

災害時における物資の保管等に係る保管施設等の選定について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 物資の保管等業務

物資の保管等を行う事業者名			
保管施設の 所在地・名称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・数量	保管期間	保管品目	数量

2 物流専門家の派遣業務

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所

3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛県冷凍協会
会長



災害時における物資の保管等に関する協定に係る業務の実施について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 物資の保管等業務の実施状況
別紙「保管等業務管理表」のとおり

- 2 物流専門家の派遣業務の実施状況

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考

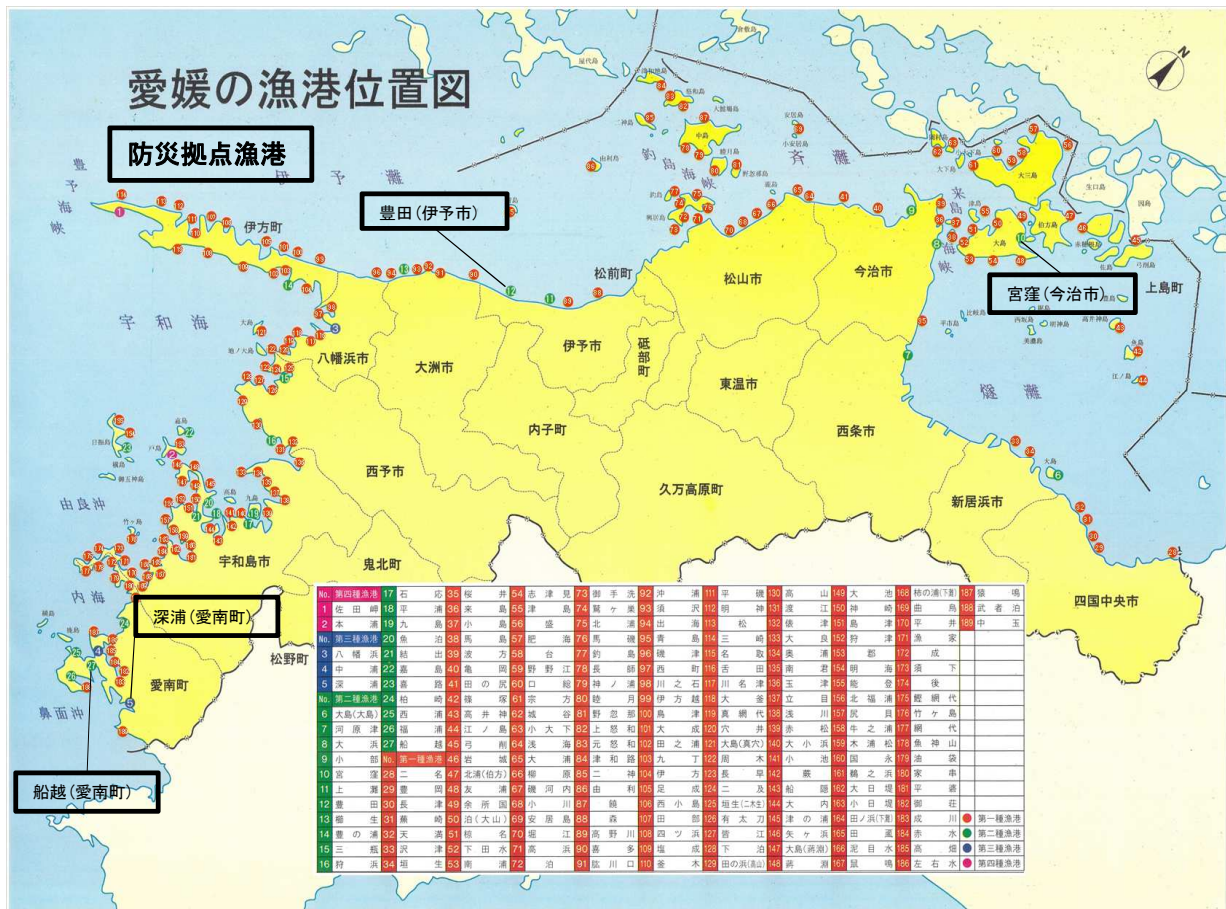
（注）別紙「保管等業務管理表」を添付すること

保管等業務管理表

品目	日時	担当者	搬入		搬出		保管量
			数量	搬送元	数量	搬送先	
月	日	時 (分)	時点集計				
月	日	時 (分)	時点集計				
月	日	時 (分)	時点集計				

(注)時点集計欄には、搬入、搬出の合計数量及び集計時点での保管量を記載すること

11-30 愛媛県漁港位置図（漁港課）



分類	宇和海	伊予灘	豊後水道	計	備考
第4種漁港	—	—	(1) 2	(1) 2	離島その他辺地において、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
第3種漁港	—	—	(0) 3	(0) 3	利用範囲が全国的なもの
第2種漁港	(1) 4	(0) 4	(2) 14	(3) 22	利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの
第1種漁港	(10) 34	(18) 46	(5) 82	(33) 162	利用範囲が地元の漁業を主とするもの
計	(11) 38	(18) 50	(8) 101	(37) 189	

※（上段）：離島分で内数
 ※県管理漁港：第4種（佐田岬、本浦）

11-31 重要物流道路及びその代替・補完路(道路建設課・道路維持課)

・重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する路線。

・代替・補完路

重要物流道路の脆弱区間の代替路及び災害拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路で国土交通大臣が指定する路線。

重要物流道路(計画区間、事業区間、供用区間)

令和4年4月1日に国土交通大臣が指定した重要物流道路の路線名および指定区間は以下のとおり。(国土交通省報道発表資料より愛媛県関係を抜粋)

(計画区間)

路線名	指定区間
四国横断自動車道	愛媛県南宇和郡愛南町中川付近 ～ 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城付近

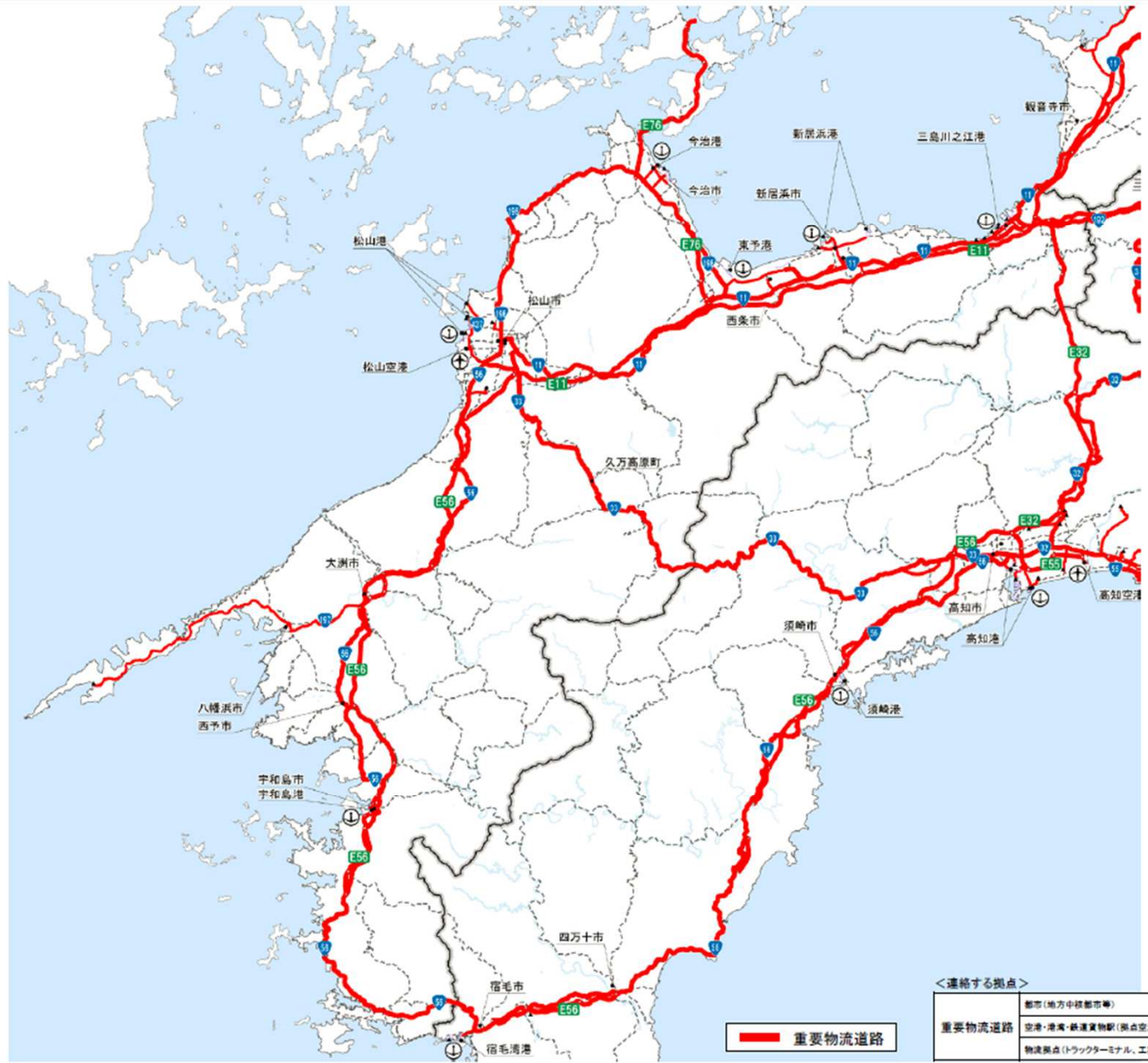
(事業区間)

路線名	指定区間
一般国道十一号	東かがわ市伊座字池繁三五一番一から同市白鳥字甲中にある一般国道三百八十八号との交点まで、東かがわ市中山にある香川県道十号との交点から同市小砂四七〇番一まで、四国中央市川之江町字畑山二八〇番三から同市上分町字乗安にある愛媛県道五号との交点まで、新居浜市船木字長野二二〇番一から同市東田三丁目にある愛媛県道三十四号との交点まで、新居浜市西宮龍地町にある愛媛県道十一号との交点から同市本郷一丁目にある愛媛県道百三十六号との交点まで、西条市小松町新屋敷字靴か内甲一六九番一から同市小松町南川にある愛媛県道百四十四号との交点まで及び西条市小松町砂口字島森甲八五三番三から同市小松町砂口字鶴来ヶ元甲二九九番二地先まで
一般国道三十三号	高知県高岡郡越知町越知にある高知県道八号との交点から同郡同町越知字ケ谷口四四二〇番一地先まで及び松山市北土居町にある一般国道三十三号との交点から同市東住町にある一般国道十一号との交点まで
一般国道五十六号	四方十町中央インターチェンジから四方十町西インターチェンジまで、黒潮拳ノ川インターチェンジから四方十町東インターチェンジまで、宿毛新港インターチェンジ(仮称)から一本松インターチェンジ(仮称)まで、御荘インターチェンジ(仮称)から津島岩松インターチェンジまで及び糸戸南インターチェンジから松山市北百四町にある愛媛県道八十八号との交点まで
一般国道九十六号	今治インターチェンジから今治港ノ浦インターチェンジまで
一般国道九十七号	大洲市北貝千二番二にある一般国道五十六号との交点から八幡浜インターチェンジまで

(供用区間)

路線名	指定区間
四国縦貫自動車道	徳島インターチェンジから大洲インターチェンジまで(川之江東ジャンクションから川之江ジャンクションまでを除く。)
四国横断自動車道阿南四方十線	徳島津田インターチェンジから四方十町中央インターチェンジまで(須崎東インターチェンジから須崎西インターチェンジまでを除く。)
四国横断自動車道愛南大洲線	宇和島北インターチェンジから大洲北インターチェンジまで
一般国道十一号	徳島市からどき橋一丁目にある一般国道五十五号との交点から松山市二番町四丁目にある一般国道五十六号との交点まで
一般国道三十三号	高知市本町五丁目にある一般国道三十二号との交点から松山市小坂五丁目にある一般国道十一号との交点まで
一般国道五十六号	高知市知寄町一丁目にある一般国道三十二号との交点から松山市二番町四丁目にある一般国道十一号との交点まで
一般国道百九十二号	四国中央市川之江町にある一般国道十一号との交点から徳島市徳島本町一丁目にある一般国道十一号との交点まで(三好市池田町白地にある一般国道三十二号との交点から同市井川町西井川にある一般国道三十二号との交点までを除く。)
一般国道百九十六号	松山市大手町一丁目にある一般国道五十六号との交点から西条市小松町新屋敷にある一般国道十一号との交点まで及び今治湯ノ浦インターチェンジからいよ小松ジャンクションまで
一般国道百九十七号	大洲市北貝千二番二にある一般国道五十六号との交点から愛媛県西宇和郡伊方町三崎千七百番六にある愛媛県道二百五十六号との交点まで及び大分市大手町にある大分市道遊歩公園東線との交点から同市中央町にある一般国道十号との交点まで及び同市大字久土にある大分市道城原久土線との交点から同市大字宮内にある大分県道大分白桦線との交点まで(八幡浜市大平一番耕地三百七十七番五から八幡浜市保内町須川を経て八幡浜市保内町喜木までを除く。)
一般国道三百十七号	西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまで及び今治市片山二丁目にある一般国道百九十六号との交点から同市別宮町一丁目にある愛媛県道十四号との交点まで
一般国道三百二十号	宇和島市坂下津甲四百七番百二十五地先にある一般国道五十六号との交点から宇和島市築町港三丁目千番六にある一般国道五十六号との交点まで
一般国道四百三十七号	松山市古三津二丁目千番八十五番三にある愛媛県道十九号との交点から松山市古三津六丁目千九百九十三番二まで及び松山市三津三丁目四百九番地先にある愛媛県道二十二号との交点から松山市津一丁目千四百番地先まで
愛媛県道四号	宇和島市津島町高田にある一般国道五十六号との交点から同市津島町高田にある津島高田インターチェンジとの交点まで
愛媛県道十二号	新居浜市繁本町七百四十四番二にある愛媛県道三十三号との交点から新居浜市松原町甲四百七十八番七番五にある一般国道十一号との交点まで
愛媛県道十三号	西条市小松町新屋敷字三ノ坪甲百五十九番七にある一般国道百九十六号との交点から西条市下島山字井ノ上甲千三百四十五番一地先にある一般国道十一号との交点まで及び新居浜市江口町百七十九番二から新居浜市多喜渡一丁目千二百三十四番二まで
愛媛県道十四号	今治市片原町一丁目千番一から今治市別宮町一丁目千番九地先にある一般国道三百十七号との交点まで
愛媛県道十八号	松山市南吉田町千七百五十五番五地先から松山市南吉田町千七百二十八番一地先にある愛媛県道三十三号との交点まで
愛媛県道十九号	松山市高浜町六丁目千六百五番三から松山市内浜町二十番六地先にある愛媛県道四十号との交点まで及び松山市古三津二丁目千三百六十八番一にある愛媛県道百八十六号との交点から松山市古三津二丁目千二百八十八番十四にある一般国道四十三号との交点まで及び松山市中央二丁目二十三番二にある一般国道四百三十七号との交点から松山市中央一丁目八百八十二番二にある愛媛県道百八十七号との交点まで
愛媛県道二十二号	松山市南吉田町三百八十九番五地先から松山市南吉田町四百六十六番一地先にある愛媛県道十八号との交点まで及び松山市南吉田町千六百八十二番七にある愛媛県道十八号との交点から松山市三津三丁目千三百四十二番二地先にある一般国道四十三号との交点まで及び松山市南吉田町千三百八十八番八から松山市南吉田町千三百七十三番四まで
愛媛県道三十一号	宇和島市三間町務田にある愛媛県道二百八十三号との交点から同市三間町曾根にある三間インターチェンジとの交点まで
愛媛県道二十九号	西予市宇和町卯之町四丁目五百二十番四にある一般国道五十六号との交点から同市宇和町卯之町五丁目にある西予宇和インターチェンジとの交点まで
愛媛県道三十八号	今治市喜田村二丁目千四百二十三番四から今治市常盤町四丁目一番一地先にある一般国道三百十七号との交点まで
愛媛県道四十七号	新居浜市船木字櫛之端甲四百四十四番七五番七にある一般国道十一号との交点から新居浜市船木字元船木甲四百五十二番一にある新居浜インターチェンジとの交点まで
愛媛県道百四十三号	西条市今在家千四百三十八番地から西条市水見字塩蔵九十七番二にある愛媛県道十三号との交点まで
愛媛県道百五十七号	今治市別宮町一丁目千番一から今治市別宮町一丁目千番二にある一般国道三百十七号との交点まで
愛媛県道百八十七号	松山市中央一丁目八百八十二番二にある愛媛県道三十三号との交点から松山市本町一丁目千番七地先にある一般国道百九十六号との交点まで
愛媛県道百九十九号	松山市余吾二丁目千四百一十四番二にある一般国道五十六号との交点から松山市余吾一丁目千三百三十一番一まで
愛媛県道二百四十九号	八幡浜市大平一番耕地三百六十七番七にある一般国道百九十七号との交点から八幡浜市宇白坂千九百二十六番二地先まで
愛媛県道二百五十六号	愛媛県西宇和郡伊方町三崎千七百番六から愛媛県西宇和郡伊方町三崎千七百番六にある一般国道百九十七号との交点まで
愛媛県道二百六十九号	宇和島市築地町二丁目千番一から宇和島市寿町二丁目千番一にある一般国道五十六号の交点まで
愛媛県道三百三十三号	四国中央市妻鳥字江ノ西三二番二から四国中央市妻鳥字甲足船千七百七十四番二にある一般国道十一号との交点まで
愛媛県道三十三号	伊予市下青川にある一般国道五十六号との交点から伊予市上三谷にある伊予市道旗屋橋ノ木二号線との交点まで
松山市道梅津寺高岡線	松山市六地先から松山市津津一丁目一番四地先まで
松山市道大可賀後道松山港線	松山市若葉町八番一地先から松山市松江町三番二地先まで
松山市道松山環状線北部	松山市中央二丁目七十六番七地先から松山市久乃ノ三番八十八番一地先まで
松山市道余十二百五号線	松山市余吾西一丁目千九百八十三番一地先から松山市南吉田町三百七十四番四地先まで
松山市道余十二百六号線	松山市余吾西二丁目千三百三十一番一地先から松山市南吉田町三百二十三番五地先まで
今治市道吉生坂大内町線	今治市中央二丁目千七百九十二番一から今治市大町東二丁目四百四十八番一まで
今治市道喜田村松木線	今治市喜田村一丁目千三百八十八番一から今治市喜田村一丁目千三百八十八番一まで
宇和島市道朝日町線	宇和島市築地町一丁目五百七番地先から宇和島市築地町一丁目五百十六番地先まで
宇和島市道築地本線	宇和島市築地町二丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百十六番地先まで
宇和島市道築地町十二号線	宇和島市築地町二丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百十五番地先まで
宇和島市道寿町栄町線	宇和島市栄町三丁目千六百八番地先から宇和島市栄町三丁目千二百十番地先まで
宇和島市道寿町佐吉町線	宇和島市弁天町一丁目四百一番一地先から宇和島市弁天町一丁目六百一十九番一地先まで
宇和島市道壽町弁天町線	宇和島市弁天町一丁目千三百八十九番九地先から宇和島市弁天町一丁目千三百四十八番一まで
八幡浜市道矢野町大平線	八幡浜市北浜一丁目千五百二十六番五から八幡浜市宇白坂千九百七十九番十まで
八幡浜市道北浜四号線	八幡浜市北浜一丁目千五百九十番一から八幡浜市北浜一丁目千五百九十番一まで
新居浜市道北九十六号港町繁本東筋線	新居浜市港町八番二十三番地先から新居浜市繁本町二番一号地先まで
新居浜市道北九十六号西原東須賀線	新居浜市西原二丁目七番三十八号地先から新居浜市港町八番二十三番二号地先まで
新居浜市道四十七号北新町江口線	新居浜市北新町一番二十九号地先から新居浜市江口町四百三十七号地先まで
新居浜市道二十号新田松神子線	新居浜市新田町一丁目千六百二十二番地先から新居浜市北新町一番二十九号地先まで
新居浜市道二号織浦中新田線	新居浜市新田町三丁目一番二十九号地先から新居浜市新田町一丁目千六百二十二番地先まで
新居浜市道六百六十四号松木東城線	新居浜市松木町二番三十号地先から新居浜市坂井町三丁目二番二十九号地先まで
新居浜市道五百二十八号下泉郷線	新居浜市坂井町三丁目二番二十九号地先から新居浜市坂井町三丁目七番二十五号地先まで
新居浜市道三百三十三号野原角野線	新居浜市坂井町三丁目三番四十五号から新居浜市坂井町三丁目七番二十五号地先まで
四国中央市道港浦井線	四国中央市川之江町三百三十番一から四国中央市川之江町四百八十五番一まで
四国中央市道国道海岸線	四国中央市二島金子一丁目一番六から四国中央市二島金子一丁目千四百四十五番七まで
四国中央市道中之庄埋立三号線	四国中央市二島金子一丁目千四百四十五番七から四国中央市二島金子一丁目千四百四十五番八まで
四国中央市道中具足線	四国中央市具足町四百五十四番三から四国中央市具足町六百二十三番二まで
四国中央市道金子豊田海岸線	四国中央市具足町六百二十三番二から四国中央市築川町四千七百九十五まで
四国中央市道築川線	四国中央市築川町三千八百八十四番一から四国中央市築川町四千七百六十五番十九まで
四国中央市道築川線	四国中央市築川町三千八百八十四番一から四国中央市築川町三千八百八十四番一まで
久万高原町道緑ヶ丘線	愛媛県上窪久万高原町久万一丁目一番一から愛媛県上窪久万高原町久万二丁目二番一まで
伊予市道日尾野引線	伊予市双海町上瀬字高見甲二千三百六十八人にある一般国道五十六号との交点から同市双海町上瀬字後口山二丁目千五百五十六にある中山スマートインターチェンジとの交点まで
伊予市道旗屋橋ノ木二号線	伊予市上三谷にある愛媛県道二十三号との交点から伊予市上三谷甲四十四番三まで

重要物流道路 供用区間【愛媛県】



【出典】 国土交通省報道発表資料

1 1-3 2 災害時等における相互協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力を必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、西瀬戸自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び西瀬戸自動車道の乙の管理する道路（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2） 甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
- （3） 甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （4） 甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
- （5） 応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
- （6） 通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
- （7） 甲及び乙が所有する土質調査結果等、予防保全に関する情報共有
- （8） その他必要と認められる措置

2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。

- （1） 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
- （2） 甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

3 第1項第2号及び第3号の措置に必要な公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、被要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。

5 第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を

交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 元年 10月 25日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県知事

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長

別表 1 (緊急開口部の所在)

路線名	所在地	備考(接続道路の制約等)
西瀬戸自動車道	上浦 PA(下り線)	幅員狭小 駐車場からバスレーンへの誘導及び、門扉の解錠が必要
〃	来島海峡 SA(上り線)	幅員狭小 開口部の解錠が必要
〃	来島海峡 SA(下り線)	上り線への開口部解錠が必要

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害等及び協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

※ 第 2 条第 1 項第 3 号及び第 2 項に規定する「要請車両」に関しては、別記添付資料を付するものとする。

（ 問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当 ）

報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時等における相互協力に関する協定」第 4 条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当 ）

連絡責任者届

【 愛媛県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 本州四国連絡高速道路株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

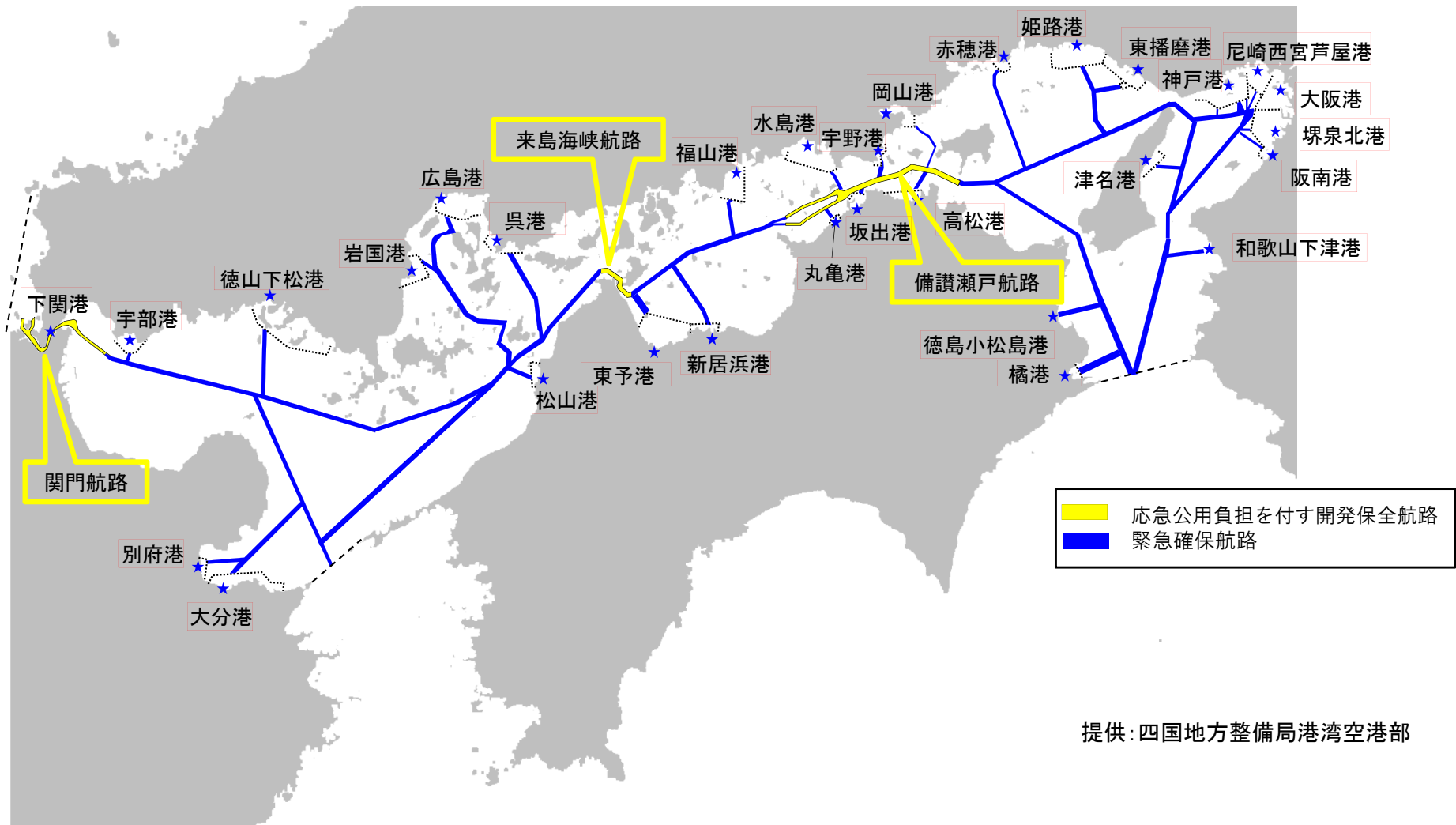
2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

11-33 緊急確保航路(港湾海岸課)



1 1 - 3 4 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定（道路維持課）

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、愛媛県（以下「乙」という。）と、一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の愛媛県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、甲、乙及び丙が連携し、道路啓開（以下「業務」という。）を迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震等

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震及びその他愛媛県内で大規模な被害が想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に救援、救助活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的にガレキ処理や簡易な段差すり付け等を行い、必要最小限の通行幅員を確保すること。

（業務の対象道路）

第3条 業務の対象道路は、愛媛県道路啓開計画に定める啓開路線とする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

一 対象道路に関する被災情報の収集及び提供

二 道路啓開作業の実施

三 その他甲又は乙が必要と認める作業

（業務の施工者）

第5条 前条に定める業務の施工者については、愛媛県道路啓開計画により定めた区域ごとに丙の会員から道路啓開担当会社を定めるものとする。なお、甲、乙又は丙から道路啓開担当会社の変更について申し出があった場合は、甲、乙及び丙にて協議を行い、道路啓開担当会社を定めるものとする。

（業務の実施方法）

第6条 甲及び乙は、第3条に定める範囲において必要と認める場合には、第4条に定める業務を丙に要請することができるものとする。

なお、乙の管理道路における業務については、乙と丙が締結している「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施するものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

3 要請があった場合、丙は、特別の理由がない限り協力するものとし、愛媛県道路啓開計画に基づき、業務を実施するものとする。

4 甲、乙及び丙は、それぞれが収集した被災状況や業務の進捗等の情報を3者で共有し、連携して業務を遂行することとする。

5 丙の支部管内で震度5強以上の地震が観測された場合、丙は、甲及び乙からの要請があったものとみなし、当該支部内の道路啓開担当会社の自主的判断により業務を実施することができるものとする。

(平時の準備)

第7条 甲及び乙は、愛媛県道路啓開計画に変更が生じた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

2 丙は、会員との連絡体制の構築及び道路啓開担当会社の出動が可能な人員及び資機材の状況把握に努め、年度当初に甲及び乙の出先機関の長に連絡系統、人員及び資機材の確保状況を報告するものとする。また、上記の内容に変更があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

ただし、別の協定等において、甲又は乙に対する同種の報告がある場合は、当項に規定する報告を省略できるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲及び乙が第6条に基づき丙に要請し実施する業務に要した費用については、甲又は乙が負担するものとする。

ただし、甲及び乙が要請し実施する業務のうち、第4条第一号に要した経費については、甲及び乙は負担しないものとする。

(契約の締結)

第9条 甲、乙の出先機関の長は、第6条に基づく業務について、可能となった時点で遅滞なく第5条の業務の施工者と契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第10条 業務の施工者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙の出先機関の長に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定により実施した業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は業務の施工者の建設資機材等に損害が生じた場合は、業務の施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙の出先機関の長に報告し、その処理について双方協議するものとする。

2 第6条の規定により業務を要請した甲又は乙は、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったとき（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用があるとき及び次に掲げるときを除く。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、当該その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 当該死亡、負傷又は疾病若しくは障害が、第三者の行為によるとき。

(3) その他業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でないとき。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除き、その効力を継続する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月21日

甲 国土交通省四国地方整備局

局 長 平 井 秀 輝

乙 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

丙 一般社団法人 愛媛県建設業協会

会 長 米 谷 方 利

11-35 災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時（地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に人命救助のため迅速な救出救助活動が必要な場合における船舶による警備部隊等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人命救助において、陸路等の輸送手段がなく、海上における警備部隊等の緊急輸送が必要な場合であって、甲が乙に対して船舶による輸送に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急時の連絡窓口、連絡方法等について協議することができる。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外の警備部隊並びに災害対策のため必要な資機材等の緊急輸送業務
- (2) 被災者等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、甲が必要とする業務を可能な範囲で実施するものとする。

2 乙は、警備部隊等の人員を輸送する場合は、小型船舶の検査を受けた船舶を使用するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施した場合は、当該業務の終了後速やかに、船舶による警備部隊等の輸送業務実施状況報告書（別記様式）によりその状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭等により報告し、その後速やかに船舶による警備部隊等の輸送業務実施状況報告書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に係る対価、燃料代及びその他の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、内容を確認し、その費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第2条の規定により業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和63年愛媛県条例第26号)を適用する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) その他救出救助活動の実施に起因しない負傷等、補償することが適当でない場合

2 第4条に規定する協力実施に伴い、乙が第三者に損害を及ぼした場合又は乙の船舶等に損害が生じた場合は、乙がその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成31年4月4日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月4日

甲 松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部

本部長 松下 整

乙 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 平井 義則

11-36 愛媛県渋滞対策協議会の概要(道路建設課)

愛媛県渋滞対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、愛媛県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画及び輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通マネジメント施策等の計画の策定・推進及びフォローアップを行う。また、災害発生時において被災状況を踏まえた交通マネジメントを行うことを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞箇所の解消に向けた計画及び対策の策定及び公表
- (4) 策定した計画のフォローアップ
- (5) その他

(構 成)

第4条 協議会は、愛媛大学、国土交通省四国地方整備局道路部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、愛媛県警察本部、愛媛県、松山市、新居浜市及び議長が必要と認める機関の議員により構成する。

(協 議 会)

第5条 1 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長とする。
2 議長は、協議会を総括し、協議会を招集する。
3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを議員又はオブザーバーとして参加させることができる。

(部 会)

第6条 1 協議会の中に協議会の承認により部会を設けることができる。
2 部会には、部会長を置き、部会長は松山河川国道事務所長とする。
3 部会の構成は、別表-2のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを部会員として参加させることができる。
4 部会長は、部会を統括し、部会を招集する。
5 事務局は、愛媛県土木部道路都市局道路建設課、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課に置く。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを事務局として置くことができる。

(事 務 局)

第7条 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課、愛媛県

土木部道路建設課に置く。

(細 則)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

(附 則) この規約は、平成5年6月23日から施行する。

(附 則) この規約は、平成6年8月11日から施行する。

(附 則) この規約は、平成9年8月21日から施行する。

(附 則) この規約は、平成12年9月6日から施行する。

(附 則) この規約は、平成13年7月10日から施行する。

(附 則) この規約は、平成21年7月28日から施行する。

(附 則) この規約は、平成22年1月7日から施行する。

(附 則) この規約は、平成22年3月24日から施行する。

(附 則) この規約は、平成22年11月5日から施行する。

(附 則) この規約は、平成24年7月17日から施行する。

(附 則) この規約は、平成25年6月24日から施行する。

(附 則) この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(附 則) この規約は、平成28年4月28日から施行する。

(附 則) この規約は、平成28年8月31日から施行する。

(附 則) この規約は、平成29年8月1日から施行する。

(附 則) この規約は、令和元年7月29日から施行する。

(附 則) この規約は、令和2年2月26日から施行する。

(附 則) この規約は、令和2年8月7日から施行する。

(附 則) この規約は、令和3年7月15日から施行する。

愛媛県渋滞対策協議会名簿 別表－1

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	特任講師
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	道路部道路計画課 課長
〃	松山河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
西日本高速道路（株）	四国支社 企画調整課 課長
〃	四国支社 愛媛高速道路事務所 事務所長
〃	四国支社 愛媛工事事務所 事務所長
本州四国連絡高速道路（株）	しまなみ今治管理センター 所長
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	部長
〃	コンパクト・プラス・ネットワーク推進官
新居浜市建設部	部長

愛媛県渋滞対策協議会部会名簿 別表－２

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	特任講師
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	道路河川管理課長
〃	都市・交通計画課長

11-37 災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧活動の阻害となる車両その他の物件等の除去等（以下「障害物除去等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項及び第2項の規定に基づき災害時において甲が実施する障害物除去等に関し、甲が乙に対して協力を要請するための必要な事項を定め、被害の拡大防止及び早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に障害物除去等を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 甲が乙に対し前項の規定による要請を行う場合は、「応援業務要請書（様式第1号）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙の組合加入者と調整を行い、乙の組合加入者の保有する車両、装備等の範囲内で障害物除去等の業務に、必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式第2号）」により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第3条の規定による障害物除去等の業務に要する費用については甲の負担とし、当該地域における通常の実費として甲乙協議して費用を定める。費用の算出については、災害発生直前時における適正な価格を基準として行うものとする。

2 乙は、甲から要請された業務の終了後に、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第5条 第3条の規定により障害物除去等の業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合には、乙の責において補償するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定による業務の実施において、障害物除去等業務実施者の車両、装備等に損害が生じた場合は、障害物除去等業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議する。

2 第3条の規定による業務の実施において、自己の責に帰すべき事由により乙の組合員が第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれ知りえた災害に関する情報を必要に応じて適切に相互提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、「連絡体制報告書(様式第3号)」により協定締結後に速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して、書面により協定の終了の通知をしない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県

知事 中村 時 広

乙 東京都港区赤坂八丁目7番15号
全日本高速道路レッカー事業協同組合

理事長 亀山 善之

様式第1号（第2条関係）

応援業務要請書

年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第2条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

3 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

様式第2号（第3条関係）

応援業務実施報告書

年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第3条第2項に基づき、
年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告
します。

記

1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

2 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

様式第3号（第8条関係）

連絡体制報告書

年 月 日

（被報告者）

様

（報告者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第8条に基づき、連絡責任者等の連絡体制について、下記のとおり報告します。

記

1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

2 時間外及び休日の連絡先（時間外 ○：○○～○：○○）

（1）第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

（2）第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

以 上

11-38 災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県水難救済会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の船舶による緊急輸送の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に乙の協力が必要であると認めるときは、業務の内容及び期間等を指定し、文書（様式第1号）により緊急輸送の協力を要請することができる。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、保有する船舶、装備等の範囲内で可能な限り実施するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員の緊急輸送業務
- (3) 救援物資の緊急輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材の緊急輸送業務

（業務の報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、甲に対し、当該業務の終了後速やかに文書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく第3条の業務の実施に要した燃料費その他の経費（実費負担額）は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費（災害発生直前における適正価格を基準）とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、乙に速やかに支払うものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づき業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、日本水難救済会災害補償規則に定めるところによるものとする。

(損害の負担)

第8条 乙は、この協定に基づく第3条の業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処理について甲及び乙が協議するものとする。

2 乙は、業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(定期的な訓練の実施)

第9条 甲及び乙は、本協定を効果的に実施するため、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は「連絡責任者届(様式第4号)」により、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時 広

愛媛県松山市港山町6-8(株)ブルーエンジェル内

乙 愛媛県水難救済会

会長 友澤 節 男

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

愛媛県水難救済会 会長 様

愛 媛 県 知 事

船舶による緊急輸送の協力要請について

このことについて、災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書第2条の規定により、以下のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式2号により報告願います。

1 被災者・救助要員等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から 地先まで	
	(至) 月 日		

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から 地先まで	
		(至) 月 日		

3 その他

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県水難救済会 会長

船舶による緊急輸送の実施状況の報告について

このことについて、災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書第4条の規定により、以下のとおり報告します。

1 被災者・救助要員等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送業務 完了日	輸送 物資	数量	輸送区間	延べ 輸送回数	従事 人数	従事 船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 その他

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県水難救済会 会長

実 費 弁 済 請 求 書

緊急輸送の要請を受け、これを実施しましたので、以下の金額を請求します。

金 _____ 円也

(算出基礎)

輸送 年月日	輸送区間	輸送内容 (人員) (物資)	数量 (人) (トン)	運賃 (実費)	請求額 (円)
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				

※請求額に消費税及び地方消費税を含む。

(銀行口座)

連絡責任者届

【 愛媛県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 愛媛県水難救済会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：